

地方独立行政法人大阪市民病院機構役員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の役員職務その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員職務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を認識し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(役員職務等)

第3条 理事長は、法人の業務を総理するに当たって、副理事長、理事、病院長、診療所長その他の法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に業務上必要な指示を行うものとする。

2 理事長は、総合医療センター病院長を兼ねることができる。

3 副理事長は、理事長の命を受けて、業務に関して理事間の必要な調整を行い、又は業務の目的の達成のために役職員に必要な指示を行うものとする。

4 理事の職務分担は、理事長が別に定める。

5 理事長及び副理事長に事故があるときにその職務を代理し、又は理事長及び副理事長が欠けたときにその職務を行う理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

(法人の職員を兼ねる理事)

第4条 病院長（総合医療センター病院長を除く。）、診療所長その他の法人の職員は、理事を兼ねることができる。

2 前項の規定により法人の職員を兼ねる理事は、常勤とする。

3 第1項の理事の旅費は、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の旅費に関する規程の定めるところによる。

4 第1項の理事の勤務時間その他の勤務条件については、法人の職員の例による。

(理事等の解任)

第5条 理事長は、地方独立行政法人法第17条第2項又は第3項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与するとともに、理事会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。